

存否不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成17年6月16日付け熊収第24号の4の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受理しないときは、平成17年7月11日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年6月27日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

#### 熊本県収用委員会公告第46号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村甲字下手2821番2の土地所有者

土地登記簿表題部所有者欄記載

(1) 氏名 永田公一（持分不明）

住所 居所不明（平成3年5月9日住民票職権消除）

(2) 氏名 早田龍哉（持分1476分の7）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

大阪府大阪市中央区島之内一丁目4番29-603号森川龍太郎方

(3) 氏名 舩田祐介（持分4920分の1）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市東野三丁目2番11号

(4) 氏名 舩田仁（持分4920分の1）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

東京都青梅市東青梅五丁目2番地の1ニューハynes河辺110

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記4名の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成17年6月16日付け熊収第25号の4の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事にかかる土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受理しないときは、平成17年7月11日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年6月27日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

#### 熊本県収用委員会公告第47号

告 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村甲字野々脇414番1の土地所有者

氏名 プライス・ヘイズ

住所 居所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成17年6月16日付け熊収第26号の4の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事にかかる土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受理しないときは、平成17年7月11日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年6月27日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

#### 熊本県収用委員会公告第48号

告 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村乙字高野634番2及び637番2の土地所有者

氏名 早田龍哉（持分36分の7）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

大阪府大阪市中央区島之内一丁目4番29-603号森川龍太郎方

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成17年6月16日付け熊収第37号の4の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工

事及びこれに伴う附帯工事にかかる土地収用案件の審理開催通知書)

(注意) 上記書面を受理しないときは、平成17年7月11日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年6月27日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第49号

告示による通知

熊本県球磨郡五木村乙字高野鶴429番2の土地所有者

土地登記簿表題部所有者欄記載

(1) 氏名 鬼塚奥七 (持分4分の1)

存否不明

(2) 氏名 兼田文七 (持分4分の1)

存否不明

(3) 氏名 荒川市内 (持分4分の1)

存否不明

(4) 氏名 中村二八 (持分4分の1)

存否不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記4名の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成17年6月16日付け熊収第40号の4の書面(一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事にかかる土地収用案件の審理開催通知書)

(注意) 上記書面を受理しないときは、平成17年7月11日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年6月27日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第50号

告示による通知

熊本県球磨郡五木村乙字久領375番4の土地所有者

氏名 早田龍哉 (持分30分の1)

住所 居所不明ただし住民票上の住所

大阪府大阪市中央区島之内一丁目4番29-603号森川龍太郎方

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成17年6月16日付け熊収第41号の4の書面(一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事にかかる土地収用案件の審理開催通知書)

(注意) 上記書面を受理しないときは、平成17年7月11日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年6月27日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月27日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第8号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和39年熊本県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「

濟々巒高等学校	熊本市	濟々巒高等学校には、植木町及び菊池市のうち旧泗水町を加える。 第一高等学校には、富合町を加える。 第二高等学校には、西原村、嘉島町及び城南町を加える。
熊本高等学校	西合志町	
第一高等学校	合志町	
第二高等学校	菊陽町	
熊本西高等学校	益城町	
熊本北高等学校		
東稜高等学校		
鹿本高等学校	山鹿市	鹿本高等学校には、菊水町及び三加和町を加える。

を

菊池高等学校 大津高等学校	鹿本郡 菊池市 菊池郡（西合志町、合志町及び菊陽町を除く。） 西原村	菊池高等学校には、西合志町及び合志町を加える。 大津高等学校には、合志町、菊陽町及び南阿蘇村のうち旧長陽村を加える。
------------------	---	---

济々巒高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 第二高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 東稜高等学校	熊本市 合志市 菊陽町 益城町	济々巒高等学校には、植木町及び菊池市のうち旧泗水町を加える。 第一高等学校には、富合町を加える。 第二高等学校には、西原村、嘉島町及び城南町を加える。
鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校	山鹿市 鹿本郡 菊池市 大津町 西原村	鹿本高等学校には、菊水町及び三加和町を加える。 菊池高等学校には、合志市を加える。 大津高等学校には、合志市のうち旧合志町、菊陽町及び南阿蘇町のうち旧長陽村を加える。

改める。

附 則

この規則は、菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月27日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第9号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「

鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校	山鹿市 鹿本郡 菊池市 大津町 西原村	鹿本高等学校には、菊水町及び三加和町を加える。 菊池高等学校には、合志市を加える。 大津高等学校には、合志市のうち旧合志町、菊陽町及び南阿蘇村のうち旧長陽村を加える。
----------------------------	---------------------------------	---

鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校	山鹿市 鹿本郡 菊池市 大津町 西原村	鹿本高等学校には、和水町を加える。 菊池高等学校には、合志市を加える。 大津高等学校には、合志市のうち旧合志町、菊陽町及び南阿蘇村のうち旧長陽村を加える。
----------------------------	---------------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって和水町を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月27日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第10号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）